3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年１月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサト株式会社　大賀　俊直　埼玉県幸手市上宇和田521―18　国土交通大臣許可（般―23）第15245号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年１月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜工業株式会社　福本　陽一　東京都港区浜松町２―１―18　国土交通大臣許可（般・特―23）第230号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年１月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　浅野環境ソリューション株式会社　伊藤　淳一　東京都台東区元浅草２―６―６　国土交通大臣許可（特―22）第10770号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エネ・ビジョン　和田　浩一　愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番29号　国土交通大臣許可(特―25)第25341号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月９日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ガステックサービス株式会社　神野　吾郎　愛知県豊橋市駅前大通１丁目55番地　国土交通大臣許可（般―23）第9130号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月17日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社扇港電機　横山　大幸　三重県四日市市午起１丁目６番12号　国土交通大臣許可（般―23）第21987号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び内装仕上工事に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月21日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　森松工業分割準備株式会社　松久　浩幸　岐阜県本巣市見延1430―８　国土交通大臣許可（般・特―26）第25422号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月12日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年２月25日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東陽　羽賀　象二郎　愛知県刈谷市中山町５丁目10番地　国土交通大臣許可（般―22）第23856号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月13日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
平成28年２月25日
関東地方整備局長　石川　雄一